

# 療育の経費を助成します

※令和6年4月療育利用分から補助率が3分の2に変わります(上限1万円は変更なし)

☆千代田区ポータルサイトでのオンライン申請がはじまっています☆

◎申請受付期間・対象期間があります。こまめな申請をおすすめいたします◎

千代田区では子育て支援と早期からの発達支援を目的に、子どもの発達についての検査・相談・療育にかかる経費の助成をしております。下記の内容をご覧くださいお気軽にお問い合わせ・お申込ください。

## ◇ 助成の対象 ◇

区内にお住まいの0歳～18歳の児童（18歳になって最初の3月31日まで）が、専門性のある療育・相談機関等で検査・相談・療育などを利用した際の経費について助成します。

## ◇ 助成の内容 ◇

療育・相談機関等の利用で支払われた1か月あたりの経費の3分の2を助成します。

(令和6年3月療育利用分までは補助率は2分の1)

\*1か月の助成限度額は1万円です。

## □ 申請受付期間及び申請対象期間

申請の受付は、6月・10月・2月の年3回です。

申請月	申請受付期間	申請対象期間
令和6年6月	令和6年6月1日～6月30日	令和5年 7月～令和6年 6月
令和6年10月	令和6年10月1日～10月31日	令和5年11月～令和6年10月
令和7年2月	令和7年2月1日～2月28日	令和6年 3月～令和7年 2月

※オンライン申請は最終日の23時59分までの受付、郵送は申請受付期間最終日の消印有効です。

※一度助成を受けた月は、助成限度額に達していなくても、申請月を変えて再度申請することはできません。その月の領収書を全て揃えた上で、もれがないように申請をお願いします。

- 申請方法 ①オンライン申請 ポータルサイト登録の上、療育助成のページにて申請ください。  
②申請用紙での申請 申請書類を取り寄せ、ご記入の上、下記の申請先に、必要書類（申請書、領収書など）を郵送または、持参してください。

- 申請先 千代田区児童・家庭支援センター 発達支援係 (専用電話) 03-5296-9281  
〒101-0048 千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階

- その他 ・助成を決定する上で、申請された利用機関等が助成対象となるか審査をします。初めて申請される利用機関等がある場合には、申請前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問合せ先】 千代田区児童・家庭支援センター発達支援係 (専用電話) 03-5296-9281

## オンライン申請のご案内



### ポータルサイトトップページ QRコード



ログイン後、トップページの「キーワードから探す」(スマホページでは「手続き検索」から)で「療育 助成」等と検索してください！

### アカウント登録の QRコード



アカウント登録がお済みでない方はこちらからどうぞ！